

喜多方市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を確保し、もって市民への図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を全額負担し、喜多方市立図書館（以下「図書館」という。）に提供する雑誌の最新号のカバー（及び雑誌架）にスポンサーの名称及び広告を掲載し、図書館資料として図書館に配架することをいう。

(スポンサーの対象者)

第3条 スポンサーの対象者は、法人その他の団体及び個人事業主とする。ただし、次の各号に定める業種又は事業者該当する場合を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、その他これに準ずるもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの及びその傘下にあるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する業であるもの
- (4) たばこ、その他市民の健康上、好ましくないとされるもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生会社若しくは開始前会社
- (6) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業
- (7) その他、広告として掲載することが不相当であると認められるもの

(広告の方法)

第4条 スポンサーが図書館に図書館資料として提供することができる雑誌は、喜多方市立図書館条例（平成18年喜多方市条例第127号）第7条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が別に定める雑誌一覧の中から選択するものとする。

- 2 スポンサーが図書館に提供する雑誌の最新号の雑誌カバーの表面に当該スポンサーの名称を掲載するとともに、裏面には広告を掲載することができる。
- 3 雑誌カバーに掲載する広告等の表示の大きさ及び貼付位置は指定管理者が別に定める基準による。
- 4 スポンサーが図書館に図書館資料として提供した雑誌の配架位置は、指定管理者が定める。

(広告の内容)

第5条 広告は、喜多方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第3条第2項各号に掲げるいずれかに該当する内容のものは掲載することができない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1年間（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下「年度」という。）とする。

2 広告を年度の途中から掲載する場合の掲載期間は、当該広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

3 広告の掲載期間満了の2か月前までにスポンサーから申出がない場合は、掲載期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（申込み）

第7条 スポンサーになることを希望する者（以下「申請者」という。）は、喜多方市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(1) 掲載を希望する広告の図案

(2) 会社概要等（業種、業務及び活動の内容等が分かるもの）

（決定）

第8条 指定管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、広告の掲載の可否を決定し、喜多方市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者及び喜多方市教育委員会に通知する。

2 スポンサーの決定は、申請の順序による。ただし、同時に申請があった場合は、抽選で決める。

3 指定管理者は、スポンサーの決定をしたときは、図書館のホームページ等においてスポンサーの名称を公表する。

（広告内容の変更）

第9条 スポンサーは、広告の掲載期間中に掲載する広告内容を変更しようとするときは、2か月前までに広告内容変更申請書（様式第3号）に変更後の広告の図案を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査した上で、変更の可否を決定し、広告内容変更決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者及び喜多方市教育委員会に通知する。

3 指定管理者は、掲載された広告について、内容を変更する必要があると認めるときは、当該スポンサーに対しその理由を示して当該内容の変更を求めるものとする。

4 スポンサーは、前項の規定による変更の求めがあったときは、速やかに当該広告の内容を変更しなければならない。

（提供雑誌の廃刊等による変更）

第10条 スポンサーが提供する雑誌が廃刊又は休刊その他の理由により提供することができなくなるおそれがあるときは、指定管理者と当該スポンサーとの協議により、第4条に規定する他の雑誌に変更することができる。

（スポンサーの取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を中止し、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりスポンサーの決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定するスポンサーの対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 喜多方市又は指定管理者の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 提供資料の納入がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認める事由が生じたとき。

2 指定管理者は、前項の規定によりスポンサーの決定を取り消したときは、喜多方市立図書館雑誌スポンサー取消通知書（様式第5号）により、スポンサーに通知する。

3 スポンサーは、当該広告の掲載を中止され、スポンサーの決定を取り消されたことにより損害を受けたときは、指定管理者（喜多方市を含む。）に対しその補償を請求することができない。

（提供雑誌の購入及び納入等）

第12条 第10条第1項の規定によりスポンサーの決定を受けた者は、広告の掲載期間において、指定管理者が指定する取扱書店等と当該年度末までの購買契約を締結し、提供雑誌に係る費用を全額負担のうえ、取扱書店等に直接支払わなければならない。

2 購買契約をスポンサーと締結した取扱書店等は、原則として当該雑誌の発売日当日に図書館に納入するものとする。

3 スポンサーが提供する雑誌の所有権は、喜多方市に帰属する。

（広告掲載の責務）

第13条 スポンサーは、当該広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、当該広告の掲載に関する問い合わせ、苦情等に対し誠意をもって対応し、スポンサーの責任において解決を図らなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が喜多方市教育委員会と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。